能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第２－４０号
2	公募日	平成27年5月11日
3	契約担当者	能代市長　齊　藤　滋　宣
4	件名	契約検査課電子複写機賃貸借
5	設置場所	第五庁舎2階　契約検査課
6	賃貸借期間	平成27年7月1日～平成32年6月30日（長期継続契約）
7	当該業務の主管課	総務部　契約検査課 電　話　番　号　　0185-89-2222 ファクシミリ番号　0185-54-6460
8	物品又は委託の種別	使用料及び賃借料（単価入札）
9	主な仕様（概要）	デジタル複写機　１台 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること （1）　平成26・27年能代市物品等指名競争入札参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登載されている者であること （2）　能代市内に契約の締結できる営業所を有していること （3）　本市の指名停止措置を受けていないこと （4）　平成26・27年能代市物品等指名競争入札参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること
11	入札に関する注意事項	入札金額は月額単価（1ヵ月あたりの下記の合計金額）とする ①機械使用料 ②1枚当たりのカウント料（予定数量　モノクロ　**月2，270枚**） ※機械使用料は100円単位とする カウント料は小数点以下第2位までの単位とし、1枚目から設定すること
12	入札予定日	平成27年5月22日（金）午後2時10分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第5庁舎2階　契約検査課入札室
14	その他	（1）　応募型指名競争入札基本事項のとおり （2）　落札者は、本契約までに入札金額と一致する見積内訳書を提出すること （3）　本入札に係る契約は地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約であり、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする

入札スケジュール　　件 名 ： 契約検査課電子複写機賃貸借

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	平成27年5月11日　（月）　正午から 平成27年5月13日　（水）　午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	平成27年5月11日　（月）　正午から 平成27年5月13日　（水）　午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	平成27年5月11日　（月）　正午から 平成27年5月15日　（金）　午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	平成27年5月15日　（金）　午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	平成27年5月19日　（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	平成27年5月22日　（金）　午後2時10分 会 場 ：　能代市役所第5庁舎2階　契約検査課入札室	基本事項5のとおり

様式第1号（第6条関係）

物品及び委託等用

物品等応募型指名競争入札参加申込書

平成　　年　　月　　日

能代市長　　齊　藤　滋　宣　　様

住　　所
申込者　商号又は名称
代表者氏名　　印
（名簿登載番号　　）

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第１６７条の４（ただし、第２項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発　注　番　号	第2－40号			
物品（業務）名	契約検査課電子複写機賃貸借			
本入札に関する連絡先	担　当　者　名			
	電　話　番　号		ＦＡＸ番号	

入　札　書（第　　回）

平成　　年　　月　　日

能代市長　　齊 藤 滋 宣　　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

件　　名	契約検査課電子複写機賃貸借
入　札　金　額	１ヵ月あたり￥
入　札　保　証　金	能代市財務規則第１１２条第１項第３号により免除
備　　考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

1　入札に参加する者に必要な要件

（1）本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登載されている者であること。

（2）本市の指名停止措置を受けていないこと。

2　仕様書等に関すること。

（1）仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア　閲覧又は貸出場所　　能代市総務部契約検査課（能代市役所第５庁舎２階）

イ　閲覧又は貸出時間　　４時間以内

ウ　その他　　設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。

（2）仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア　質問方法　簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。

イ　提 出 先　物品・委託等の業務主管課

（3）質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

3　入札参加申し込みに関すること。

（1）入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。

（2）申込書類の入手方法

ア　交付場所　　能代市総務部契約検査課（能代市役所第５庁舎２階）
電話番号　０１８５－８９－２２２２
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。

イ　交付費用　　無料

（3）申込書類の作成

申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。

（4）申込書類の提出及び受付

ア　提出方法　持参又は書留郵便によること。

イ　提 出 先　能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課

4　指名通知等

（1）指名通知

申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。

（2）非指名通知

申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札非指名通知書により、理由を付して通知する。

※　上記（1）又は（2）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせすること。

5　入札に関する注意事項

（1）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

（2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）

６　契約の締結に関すること

（１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。

（２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

７　その他必要な事項

（１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。

（２）提出された申込書類は返却しない。

（３）申込書類の審査基準日は、本案件の公表の日とする。ただし、資格者名簿への登載については参加申込期限の日とする。

※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。

（４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。

（５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

（６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課（能代市上町１番３号　能代市役所第５庁舎２階）

電話番号　　０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号　０１８５－５４－６４６０

仕　　様　　書

契約検査課

必要機能（オプション可）

設置場所	第五庁舎２階　契約検査課
数量	１台
複写原稿	最大Ａ３サイズまでのシート及びブック
複写サイズ	Ａ５～Ａ３、官製はがき
複写速度	Ａ４横　毎分３３枚以上
給紙方式／給紙容量 （64g/㎡紙）	・各カセット５００枚以上 ・手差し１００枚以上
給紙カセット数	４（２カセット以上がＡ４～Ａ３サイズに対応すること）
自動両面原稿送り装置	あり
両面出力ユニット	あり
ソート機能	あり
ＦＡＸ機能	あり
予定枚数	２，２７０枚／月
備考	再生機可とする

［その他］

１　搬入・設置・調整に関する諸経費を全て含むこと。

２　新品（再生機可）を納入し、納入時に機器等の操作説明を行うこと。

３　取扱説明書を１部添付すること。

４　納入時に発生した梱包材等を持ち帰って処分すること。

５　常に機器が正常な状態で使用できるよう、機器の保守及び必要な消耗品の提供を行うこと。

６　納入機種、または、同等機種以上の納入及び保守の実績があること。

７　平成２７年７月１日からの使用となるため、平成２７年６月３０日までに設置すること。

◎賃貸借期間　平成２７年７月１日から平成３２年６月３０日までの長期継続契約